

# 成長戦略フォローアップ

【抜粋】成長戦略フォローアップ

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/kettei.html>

(該当箇所：39頁以下)

令和3年6月18日

- う、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
- ・2020年4月から順次施行された「同一労働同一賃金」(パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法)について、引き続き、着実な履行確保を図るとともに、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行う。
  - ・改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法等により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が設けられたほか、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化された。パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務に関しては、中小事業主については2022年4月より施行されることを踏まえ、中小事業主等が適切に措置を講ずることができるよう周知啓発や専門家による企業の取組支援などを行う。

## ②人的資本情報の「見える化」の推進

- ・企業へ経営環境の変化に応じた人材戦略の構築を促し、持続的な企業価値を向上させる観点から、経営陣、取締役会、機関投資家等が果たすべき役割を明確化した「人材版伊藤レポート」<sup>2</sup>や、非財務情報や人的資本の開示に関する国際的な議論なども踏まえ、関係省庁が連携し、企業の人的資本に関する「情報の見える化」の促進や機関投資家等への情報発信を一層推進する。あわせて、多様な人材の活躍、従業員の働きやすい環境整備等に関する企業の取組を見える化する仕組みを省庁横断的に構築し、企業の取組をより一層促す。さらに、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂も受け、人的資本への投資も含め、経営資源の配分に対する取締役会の実効的な監督や、分かりやすく具体的な開示を促進する。

## ③賃金

- ・民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組み

---

<sup>2</sup> 持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書(2020年9月30日)

つつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績<sup>3</sup>を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

- ・賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

#### **(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進**

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

##### **i) 女性活躍の更なる拡大**

- ・改正女性活躍推進法により、2022年4月から、一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大されることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業等が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等の支援を行う。あわせて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、地域女性活躍推進交付金により、女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や当該技能を活かした再就職・転職の支援、女性リーダー育成ハンドブックを活用した女性役員候補者の育成等、地方公共団体が行う女性活躍の取組を更に強力的に支援・推進する。
- ・「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込まれた女性の登用・採用目標（58項目）の達成に向けた取組を推進する。また、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資について、2020年度に取りまとめた「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」を企業経営者や

---

<sup>3</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。